

別記 第● 安全

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施が、安全に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。

ア 浸水

(ア) 内容

- a 土地の改変に伴う雨水流出量の変化によって発生する洪水・浸水
- b 施設の供用により不特定多数が利用する施設の浸水

イ 火災・爆発

(イ) 内容

- a 施設の供用に伴う高圧ガス、危険物又は指定可燃物による火災・爆発の防止等安全性の確保の状況
- b 地震等の異常な自然現象によって発生する火災・爆発の防止等安全性の確保の状況

(イ) 対象とする物質等（以下、「危険物等」という。）

- a 高圧ガス保安法に規定する高圧ガス
- b 消防法に規定する危険物及び指定可燃物

ウ 有害物漏洩

(ウ) 内容

- a 施設の供用に伴う有害物漏洩の防止等安全性の確保の状況
- b 地震等の異常な自然現象によって発生する有害物漏洩の防止等安全性の確保の状況

(ウ) 対象とする物質（以下、「有害物等」という。）

- a 毒物及び劇物取締法に規定する毒物及び劇物
- b 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）に規定する第一種指定化学物質

(2) 項目選定する事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、安全を環境影響評価項目として選定することを検討する。

ただし、火災・爆発又は有害物漏洩の対象とする物質等の取扱いを行うものの軽微な影響に止まると想定され、一般的な配慮で十分対応できるという理由で環境影響評価項目として選定しないことができる。その場合は環境配慮の内容を事業計画等に記載する。

ア 浸水

(7) 存在・供用時に、土地の改変に伴う雨水流出量の変化によって洪水・浸水の発生が予想される場合

(4) 存在・供用時に、不特定多数が利用する施設の浸水が予想される場合

イ 火災・爆発及び有害物漏洩

(7) 存在・供用時に、危険物等又は有害物等の取扱いに伴う事故防止や安全性の確保が求められる場合

(4) 存在・供用時に、地震等の異常な自然現象によって発生する火災・爆発又は有害物漏洩への安全性の確保が求められる場合

ウ その他安全（浸水、火災・爆発、有害物漏洩）への影響が予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 災害等の履歴及び周辺の状況

対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(7) 過去の被災及び被災想定区域の状況

- a 過去の地震による被災（液状化含む）の状況
- b 過去の風水害等による河川の氾濫、浸水等の状況
- c 過去に発生した類似施設等の火災、爆発、有害物漏洩の状況
- d 被災想定区域等の状況

(4) 災害等に関わる地形、地質等の状況

- a 地形、地質
- b 河川の形態、流量及び溢水等の状況
- c 樹林地等の状況

(7) 災害等に関わる周辺の土地利用等の状況

- a 建築物利用状況（木造住宅地の分布等）
- b 人口の状況
- c 産業の状況
- d 道路の状況
- e 防災体制の状況（避難場所、避難経路、浸水対策）

イ 関係法令、計画等

(7) 特定都市河川浸水被害対策法

(4) 高圧ガス保安法

(7) 消防法

(1) 毒物及び劇物取締法

(7) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

(カ) その他必要なもの

ウ その他必要事項

別表 1 の地域の概況で把握した内容に加えて、予測及び評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を把握する。

(2) 調査方法等

ア 災害の履歴及び周辺の状況

(ア) 調査地域、調査地点

対象事業の実施により、災害が発生した場合に影響が及ぶと想定される範囲又は地点とする。

(イ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理とし、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等を行う。

イ 関係法令、計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

ウ その他必要事項

その他必要事項の内容等を整理する方法による。

(3) 調査結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

(1) 施設利用者及び周辺住民の安全性が確保される水準

(2) 関係法令等の基準

(3) その他科学的知見

4 予測

(1) 予測項目

対象事業の実施による安全性の確保の程度とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域は対象事業実施区域とし、予測地点は対象となる施設の位置とする。

イ 予測時期

(ア) 工事中

原則として工事期間全体とする。

(イ) 存在・供用時

原則として対象事業に係る工事の完了後の適切な時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容の中から必要なものを整理する。

a 工事中

- (a) 土地の改変計画
- (b) 工事施工計画
- (c) その他必要な事項

b 存在・供用時

- (a) 防災対策
- (b) 危険物等の保有量、使用施設稼働計画及び安全対策
- (c) 有害物等の保有量、使用施設稼働計画及び安全対策
- (d) その他必要な事項

(4) 予測方法

対象事業の内容及び調査で把握した内容を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 数理モデルによる方法
- b 事業計画から推定する方法
- c 類似事例から推定する方法
- d その他適切な方法

(3) 予測結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

5 評価

原則として、予測結果を環境保全目標と対比することにより評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響が回避又は低減されているかについて考察する。

6 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中

- ア 施工計画及び施工管理に関する措置
- イ その他適切な措置

(2) 存在・供用時

- ア 点検、整備に関する措置
- イ 教育・研修等に関する措置
- ウ その他適切な措置

7 事後調査

(1) 事後調査項目

原則として予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 事後調査方法等

ア 事後調査の頻度

予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。

イ 事後調査時期

原則として予測時期とする。

ウ 事後調査地域、事後調査地点

原則として予測範囲又は予測地点とする。

エ 事後調査方法

原則として現地調査及び関連資料の整理とする。